

総務常任委員長報告

令和4年3月18日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案9件及び陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る3月3日に委員会を開催し、担当部長等の出席、また、陳情者を招いて趣旨説明を受けるなど、慎重に審査いたしました。

議案第17号「三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）」外8議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第21号「三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」及び議案第22号「三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」については、条例改正の目的である施設利用者や地域住民の利便性の向上に向け、指定管理者と共に施設運営の一層の充実を図られたい。

次に、陳情第1号「島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと」を決議し、島根県及び中国電力㈱に決議したことを通知することについては、陳情者が訴える原子力発電所の再稼働に伴い、原子力災害が起りうる懸念や災害発生時又は発生のおそれのある場合の避難者受入れに対する不安について、委員会議論の中でも、共感する委員もおり、否定するものではない。

しかし、原子力政策は、国が法に基づき、国の責任において進められているエネルギー政策の一環であり、また、2011年（平成23年）3月の福島第一原子力発電所の事故を教訓に、独立性の高い原子力規制委員会のもとで、法改正や厳格化された審査基準など、原子力利用における安全確保を図るための施策を策定・実施されている。該当の島根原子力発電所2号機の安全対策の基本方針は、新規制基準に適合すると認める審査書も正式決定されており、何より立地自治体である松江市をはじめ、周辺自治体にも、安全性の確保を前提として、現下における電力の安定供給や地元経済への影響などから、再稼働を容認する動きも見られる。

万が一の原子力災害発生時又は発生のおそれのある場合に島根県からの避難者を受入れることについては、これまで経験したことがなく、また、昨今の感染症対策も含め、多くの課題もあるものと想定される。しかしながら、このことは、できる、できないではなく、隣接する自治体として、有事の際の避難者の安全と安心を確保するために可能な限りの役割を期待されているものである。

さらに、原子力災害が発生した場合の放射能のリスクについても、原子力規制委員会による原子力災害対策指針に基づけば、半径30キロ圏外では影響は非常に小さいと示されており、本市はおおむね60キロから100キロの範囲にある。

また、原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画もおおむね半径30キロの範囲が策定することとされており、本市は計画を策定すべき自治体には当たらないものの、原子力災害発生時における「市民への情報伝達マニュアル」及び「広域避難者受入マニュアル」を策定して、原子力災害発生時の市民への情報提供や避難者の受入体制について定めてもいる。

ただ、たとえ極めて小さい可能性であるとしても、原子力災害が万一発生した場合は深刻な影響が生じ得ることに鑑み、執行部には、三次市民及び広域避難者の安全を一層確かなものとするため、今後、関係自治体と連携し、マニュアルの見直しを行うなど、様々なリスクを想定して準備に努められるよう要請しておきたい。

我々は、現行法の中にあっては、島根原子力発電所2号機の再稼働についての是非を判断する立場になく、島根県、松江市及び周辺自治体の判断を尊重すべきと意見を共有している。さらに、原子力規制委員会の厳しい審査を経て新規制基準に合格した島根原子力発電所2号機について、これを再稼働しないことを島根県や中国電力㈱に対して伝える根拠も持ち合わせていない。これらの理由から、本陳情は、採決の結果、賛成少数により不採択と決した。

以上、述べました事項のほか審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。